

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故等の概要	処分内容
2025年12月17日	新日本海フェリー株式会社	輸送の安全確保に関する命令	令和7年10月13日、同月14日、同月23日及び同年12月3日に新日本海フェリー株式会社に対して海上運送法に基づく監査を実施したところ、経営する一般旅客定期航路事業(舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧航路)において、操練の実施状況について船長から事実と異なる報告が運航管理者になされていた等、安全管理規程に違反する事実を確認した。	<p>1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</p> <p>2. 安全統括管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第17条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>3. 運航管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第18条に基づき船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を行うこと。</p> <p>4. 運航管理者は安全管理規程第22条に定める運航計画を作成又は改定するに際して、関係法令で義務づけられた操練の実施時間を確保する等、輸送の安全の確保上必要と認められる事項について十分に検討をした上で、安全上の同意をすること。</p> <p>5. 船長は、安全管理規程第52条第1項に基づき、船員法第14条の3第2項に基づく操練の実施状況について、事実に連わらず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告すること。</p> <p>6. 船長は、安全管理規程第52条第2項に基づき、消火プランを適確に実施できるように、船員法第14条の3第2項に基づく操練を実施すること。</p>